

令和元年 8月

令和元年度 夜間中学における日本語指導研修会

文部科学省・文化庁の取組について



文部科学省

夜間中学に関する取組について

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室



文部科学省

夜間中学の現状

歴史的背景等

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多かったことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。
- 昭和30年ごろには、設置数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた。
- 現在は、日本国籍を有しない者が増加しており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に幅広い教育を行っている。

※関連法令：学校教育法施行令第25条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

五 二部授業を行おうとするとき。

設置状況

9都府県27市区に33校

(平成31年4月時点)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
埼玉県川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都大田区	糞谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゆく)中学校	大阪府東大阪市	意岐部(おきべ)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都足立区	第四中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県天理市	北中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	観音(かんのん)中学校
		広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

(参考1)年齢別生徒数(平成29年7月1日現在)

年齢	学齢者	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60~	計
(人)	0	342	285	225	217	162	456	1,687

※日本国籍を有しない者1,356人(80%)

(出典:平成29年度夜間中学等に関する実態調査)

(参考2)未就学者数(*)の状況

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
(人)	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

(出典:平成22年国勢調査)

*「未就学者」の定義:ここでいう「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている12万8,187人(日本国籍12万239人、外国籍7,948人)をいう。したがって、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査(平成32年)における項目の見直しを要請中である。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【議員立法 平成28年12月14日公布】

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられています。
- これを受け、地方公共団体においては、
 - ・ 夜間中学を新たに設置すること
 - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ること などに取り組むことが求められます。
- この点、基本指針においては「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置される」ことを目指し、文部科学省として、都道府県によるものも含め、夜間中学等の設置を促すとともに、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援等を推進することとしています。
- また、各地方公共団体においては、近隣の市町村と連携協力して就学機会の提供を図るなどの理由から夜間中学を設置しない場合においても、例えば、
 - ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
 - ・ 当該地方公共団体内の希望者が通学可能な夜間中学についての積極的な広報や相談窓口の開設
 - ・ 就学機会の提供につながる、いわゆる自主夜間中学等での学習活動への支援 などに取り組むことが必要です。
- 既に夜間中学を設置している市町村においては、個々の生徒のニーズや年齢、経験等の実情に応じた教育課程・指導上の工夫を図るとともに、不登校となっている学齢生徒の受け入れなど、実質的に十分な教育を受けられていない多様な生徒の受け入れについても検討することが求められます。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【議員立法 平成28年12月14日公布】

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○ 協議会で協議等を行う内容としては、例えば、

- ・ 夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期
- ・ 夜間中学の対象者
- ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
- ・ 各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置
- ・ 広域行政を担う都道府県が果たすべき役割
- ・ いわゆる自主夜間中学等への支援 などが考えられます。

○ 協議会の設置については、都道府県が中心となって関係市町村と協議会あるいは協議会に近い検討組織を設けることが考えられ、その活用を通じて、夜間中学の設置など各地方公共団体における就学機会の提供等が図られることが期待されます。

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(1)

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4 ④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)】
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒ 改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8 ⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】
初の説明会を開催し、教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(2)

H29.11

⑥【実態調査の実施】

教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

H30.3

⑦【平成30年度政府予算】

夜間中学の設置促進や受入れ生徒の拡大のための必要な予算が成立

H30.3

⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】

これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイトに公表

H30.4

⑨【夜間中学の認知度を上げるフライヤーの作成】

フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

H30.6

⑩【第3期教育振興基本計画の策定】

教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 → 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H30.7

⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】

平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知

H30.7,8

⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】

夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催

H30.11

⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】

教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(3)

- H30.12 ⑭【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を関係閣僚会議で決定】
新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる
- H31.2 ⑮【夜間中学設置促進説明会を開催】
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)
- H31.3 ⑯【平成31年度政府予算】
夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立
- H31.4 ⑰【松戸・川口の夜間中学開設】
浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席
- R元.6 ⑱【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について関係閣僚会議で決定】
全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる
- R元.6 ⑲【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】
初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる
- R元.6 ⑳【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】
夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめを行った

夜間中学の新設に向けた最近の動向

- 本年4月、松戸市立第一中学校みらい分校(入学者数22名)、川口市立芝西中学校陽春分校(入学者数77名)が開校
- 現在、以下の県・市が設置に向けた表明を行っているところ

高知県

- ・ 2018年9月、県教育委員会が県総合教育会議で、2021年度の開校を目指して検討していくと表明

徳島県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、2021年4月をめどに徳島中央高校(徳島市)に併設して開校することを表明

常総市

- ・ 2019年2月、市教育委員会の担当課長が全員協議会の場において、2020年4月に夜間中学を設置する旨を説明

札幌市

- ・ 2019年2月、教育長が市議会本会議で、夜間中学設置に向けて前向きに検討すると表明
- ・ 4月に当選した市長が「公立夜間中学の設置」を公約に掲げている

相模原市

- ・ 2019年2月、教育長が市議会本会議で、夜間中学設置を検討したいと表明

静岡県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、「積極的に取り組む」と表明

○ 夜間中学の設置促進・教育活動の充実

夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を図る。

教員の日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用など、夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実に向けた取組を進める。

2 共生社会実現のための受入れ環境整備 (5)外国人の子どもに係る対策に〔文部科学省〕《関連施策番号52》として記載

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学部分の要旨)

令和元年6月21日
不登校に関する調査研究協力者会議
フリースクール等に関する検討会議
夜間中学設置推進・充実協議会

(1) 夜間中学の設置促進

- ・全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。

(2) 既設の夜間中学の教育活動の充実

① 生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制

- ・多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員(養護教諭を含む)に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。
- ・夜間中学におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

② 外国人指導・日本語指導

- ・研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

③ 経済的支援

- ・夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。

(3) 各自治体における協議会の設置

- ・域内に既に夜間中学が設置されている都道府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。
- ・夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受け入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村(指定都市を含む)の情報共有を行う場所を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。

(4) 広報活動の推進

- ・全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
- 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
- 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国8都府県25市区に31校の設置に止まっている。



目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、

- ・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
- ・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第3期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

<設置促進>

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3,968千円(箇所数:8)

教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12,490千円(箇所数:5)

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

<広報活動>

- ◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

<教育活動の充実>

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16,385千円(箇所数:27)

夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

<受け入れる生徒の拡大>

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6,099千円(箇所数:27)

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受入れ拡大を図る方策を検証。

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第3条）

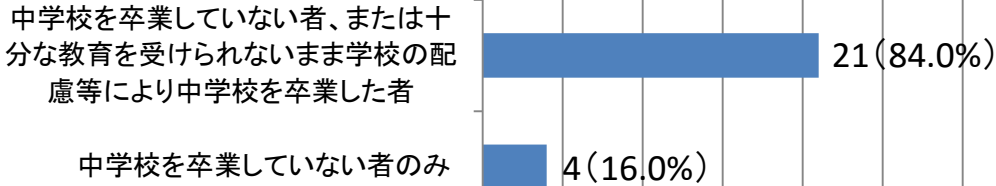
平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

夜間中学を設置する教育委員会調査 (回答)域内に夜間中学を設置している25市区

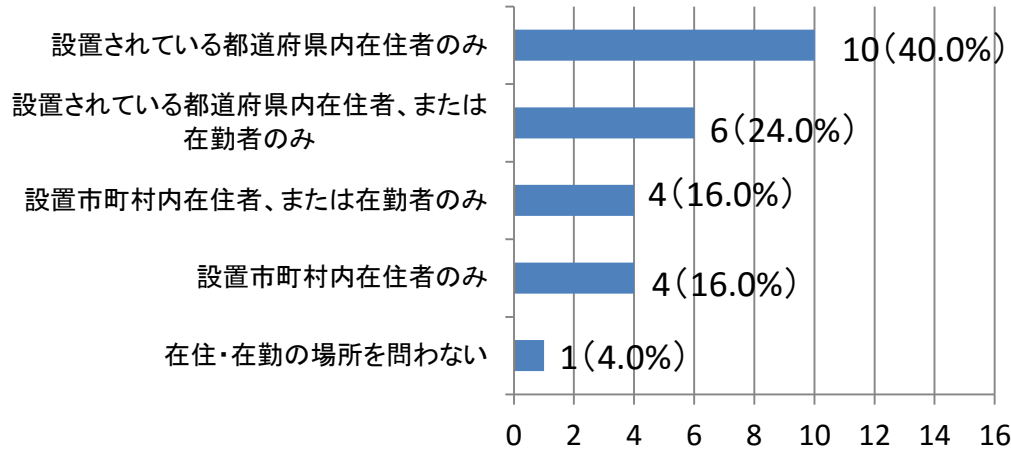
学校調査 (回答)夜間中学31校

1. 学齢超過者の入学要件

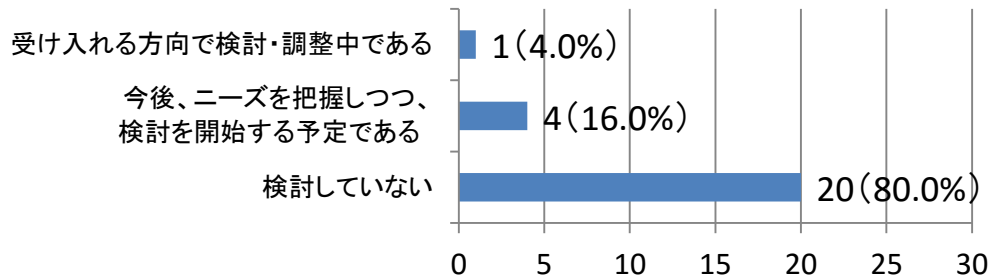
① 中学校卒業に関して



② 在住・在勤に関して

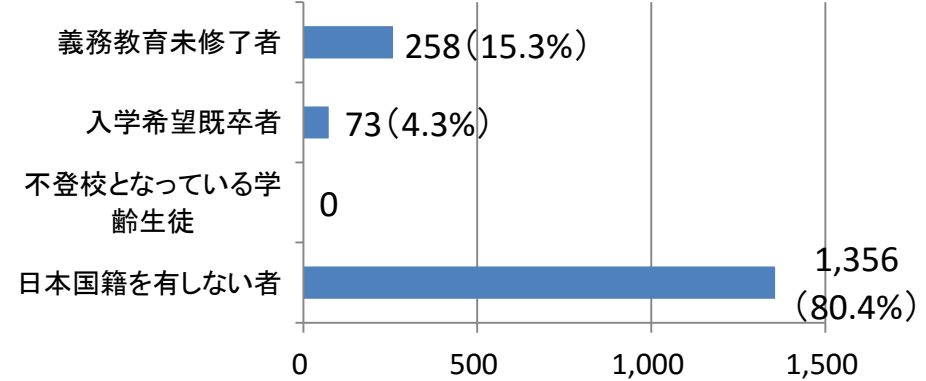


2. 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

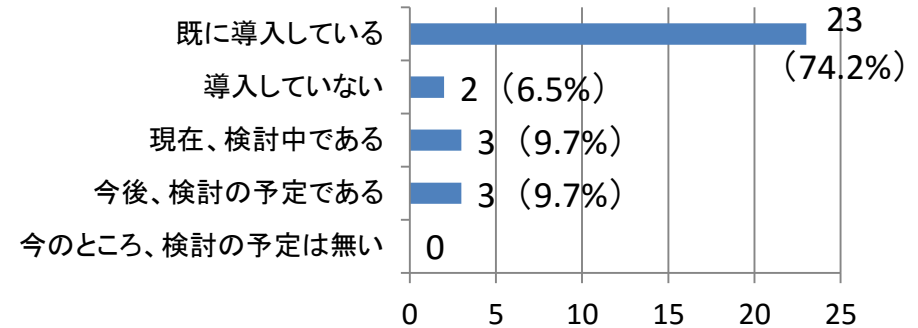


2-3. 属性別の生徒数

(対象)夜間中学に通う全生徒数:1,687人



3. 夜間中学における教育課程特例の導入状況



夜間中学における教育課程特例

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等(以下「学齢経過者等」という。)の就学機会の確保に、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備(学校教育法施行規則を改正)。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標(学校教育法第21条に規定)を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

年齢別の生徒数

	学齢期	15(※)～ 19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	196	123	74	45	34	113	585
	(0.0%)	(11.6%)	(7.3%)	(4.4%)	(2.7%)	(2.0%)	(6.7%)	(34.7%)
女	0	146	162	151	172	128	343	1,102
	(0.0%)	(8.7%)	(9.6%)	(9.0%)	(10.2%)	(7.6%)	(20.3%)	(65.3%)
合計	0	342	285	225	217	162	456	1,687
	(0.0%)	(20.3%)	(16.9%)	(13.3%)	(12.9%)	(9.6%)	(27.0%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

平成29年度夜間中学等に関する実態調査(文部科学省)

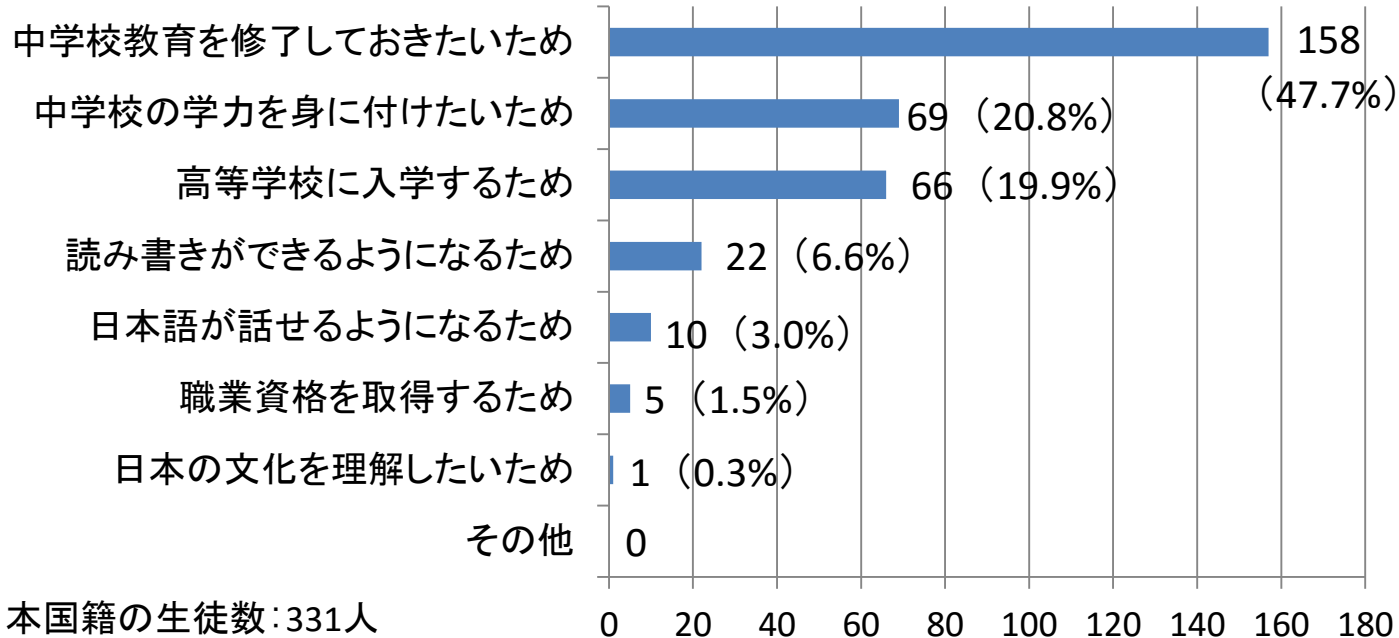
平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

夜間中学入学理由

高等学校入学	職業資格の取得	中学校教育の修了	中学校程度の学力の習得	読み書きの習得	日本語会話能力の習得	日本の文化理解	合計
312	24	474	249	165	461	2	1,687
(18.5%)	(1.4%)	(28.1%)	(14.8%)	(9.8%)	(27.3%)	(0.1%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

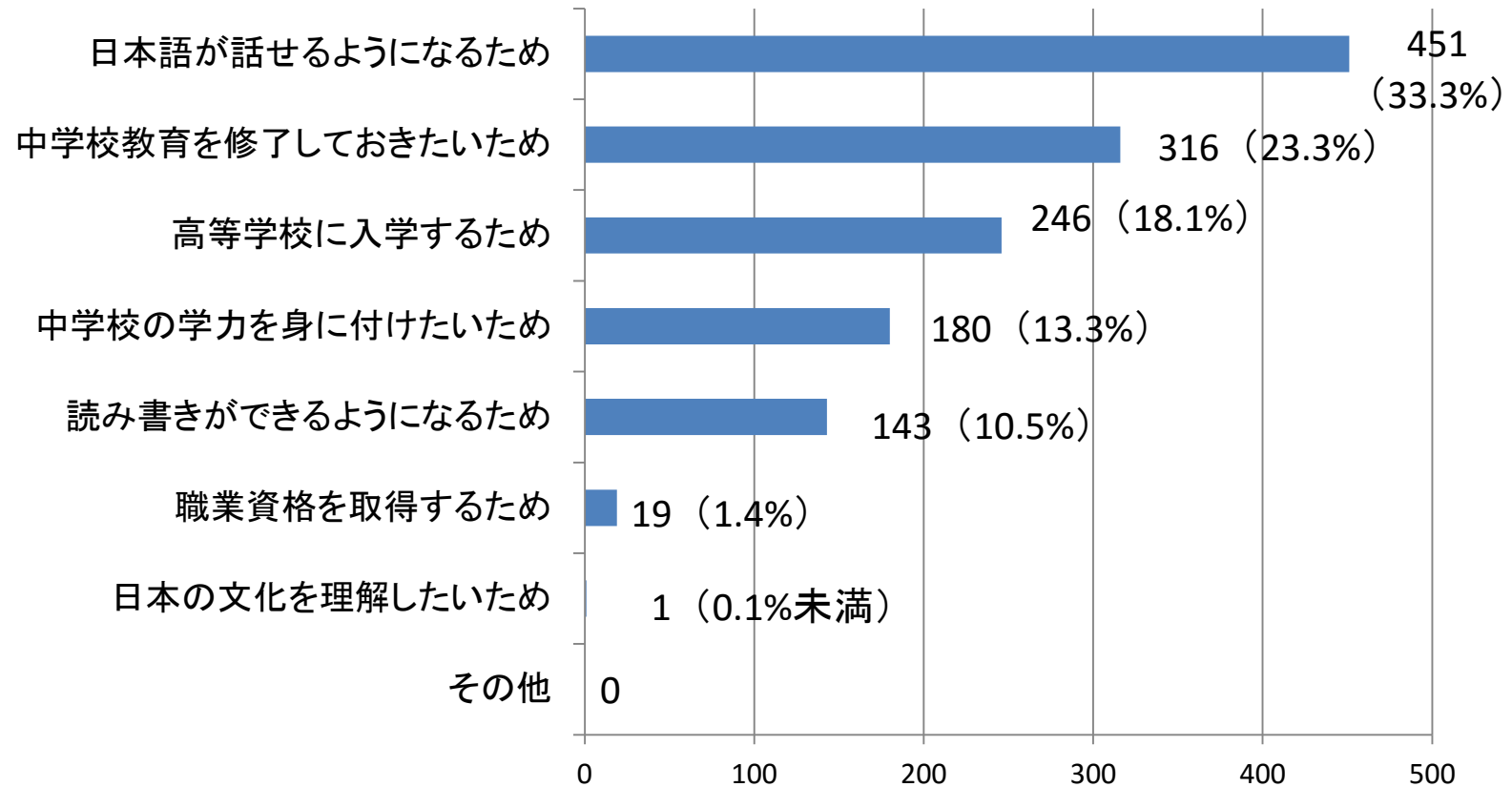
① 日本国籍(上表の内数)



夜間中学に通う日本国籍の生徒数:331人

平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

② 日本国籍を有しない者(前頁表の内数)



夜間中学に通う日本国籍を有しない者の生徒数:1,356人

平成29年度夜間中学等に関する実態調査(文部科学省)

平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

夜間中学卒業後の状況（平成28年度卒業生）

（卒業後の状況別）	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	29	126	155
	(8.4%)	(36.6%)	(45.1%)
専修学校進学	0	1	1
	(0.0%)	(0.3%)	(0.3%)
就職	10	50	60
	(2.9%)	(14.5%)	(17.4%)
その他	37	91	128
	(10.8%)	(26.5%)	(37.2%)
合計	76	268	344
	(22.1%)	(77.9%)	(100%)

（ ）内は平成28年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合
平成28年度に夜間中学を卒業した生徒数：344人

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和元年8月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課



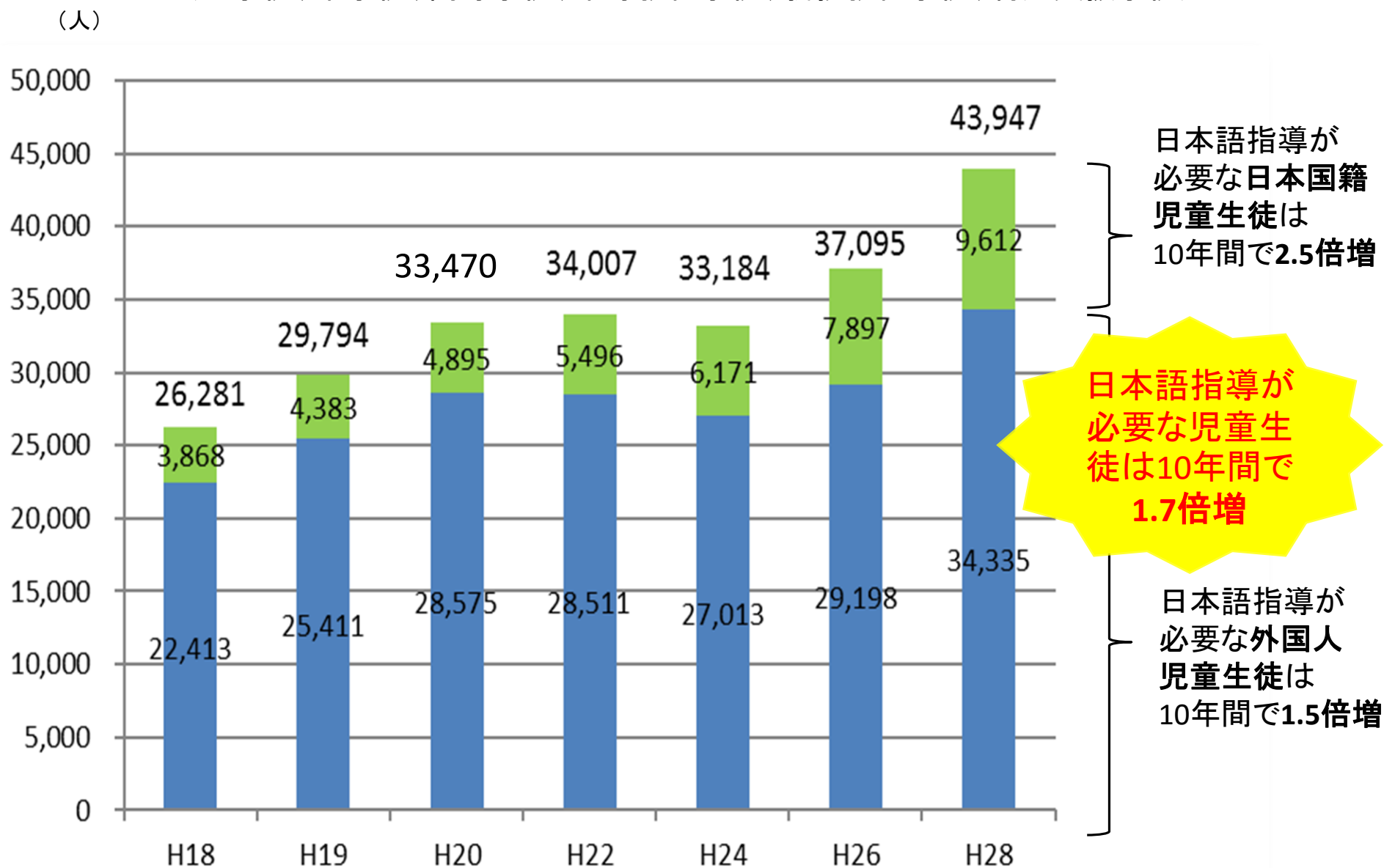
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

外国人児童生徒教育の現状

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)

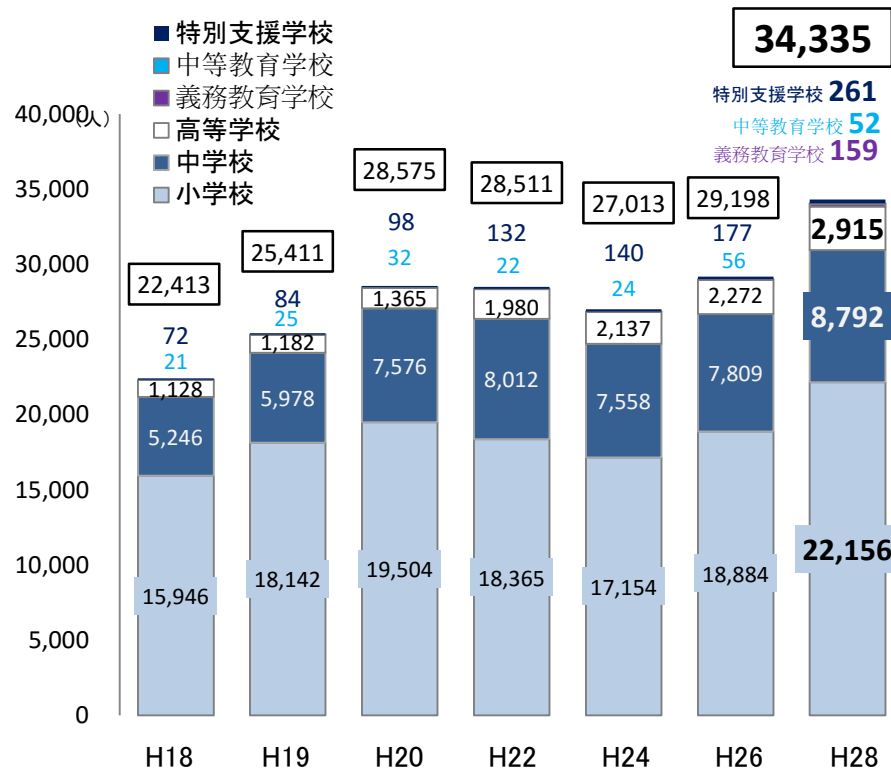


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

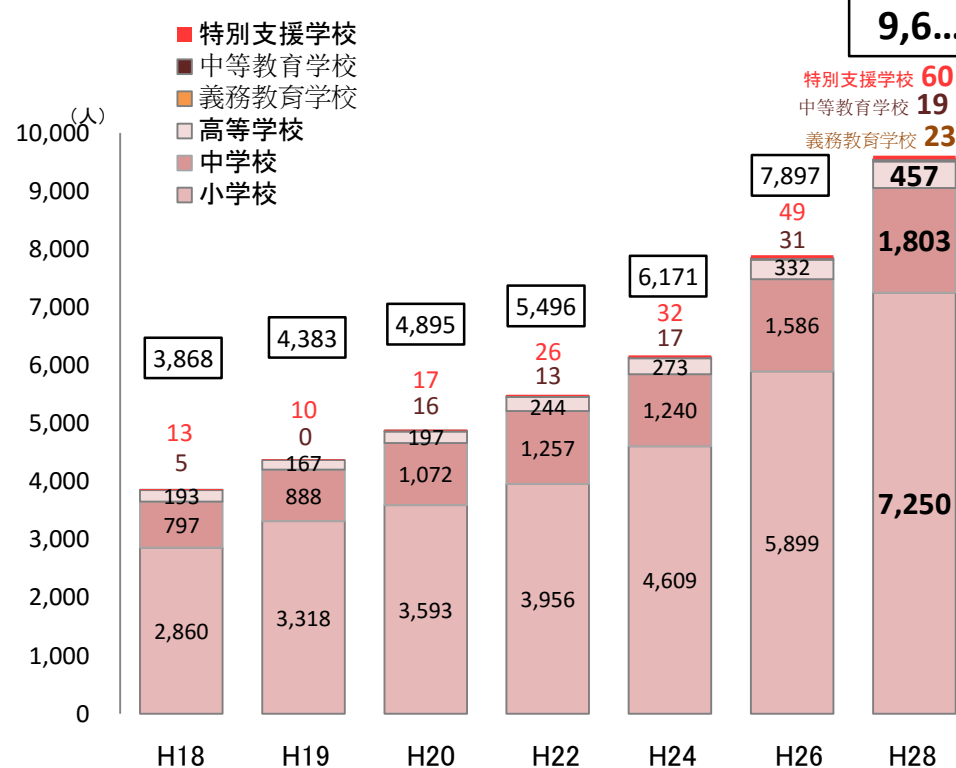
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**34,335人(17.6%増)**であり、前回調査より5,137人増加し、日本国籍の者は**9,612人(21.7%増)**であり、前回調査より1,715人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は80,119人(9.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**42.8%**となっている。

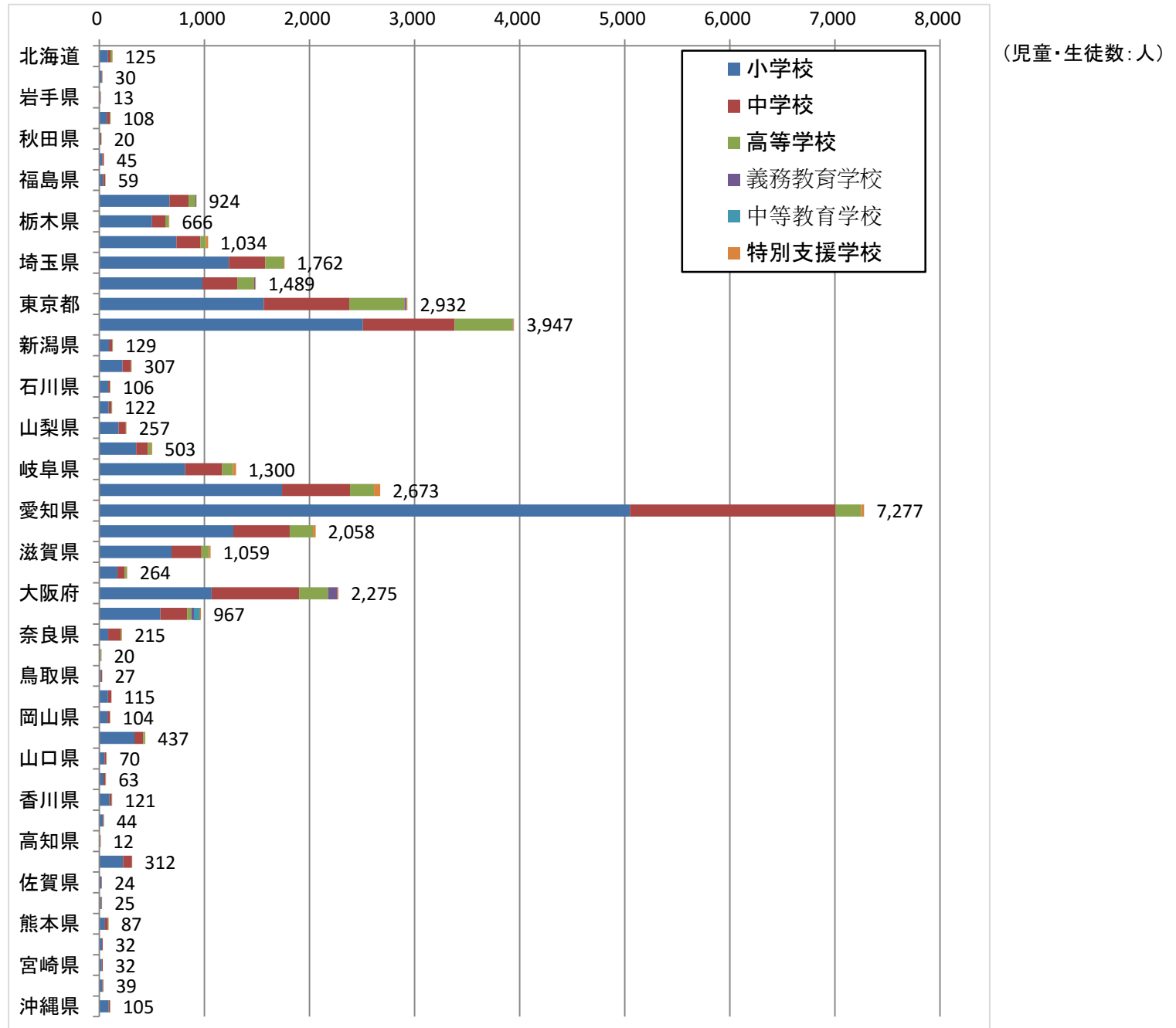
■日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



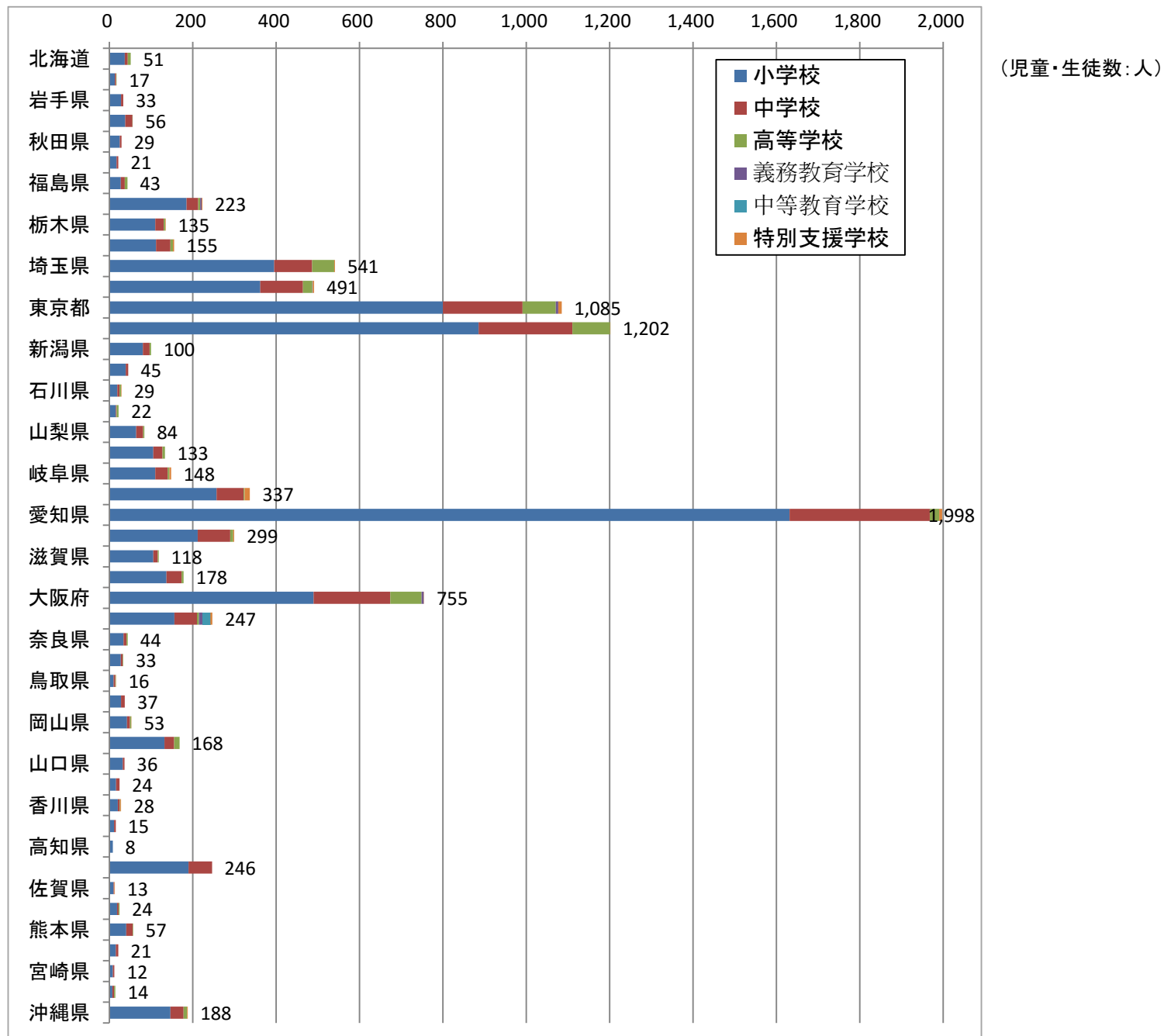
■日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)



日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)

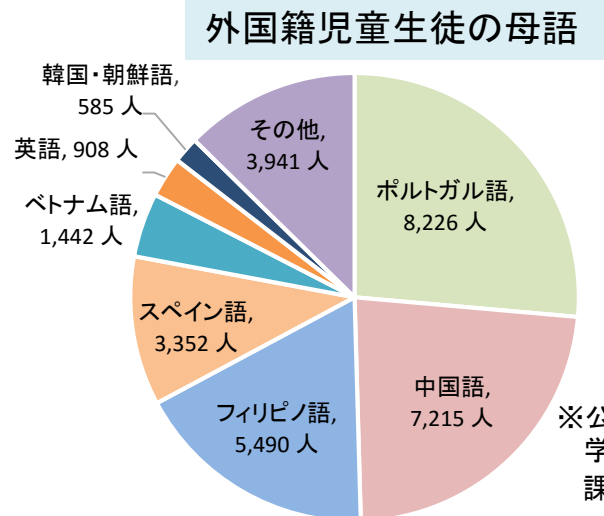


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

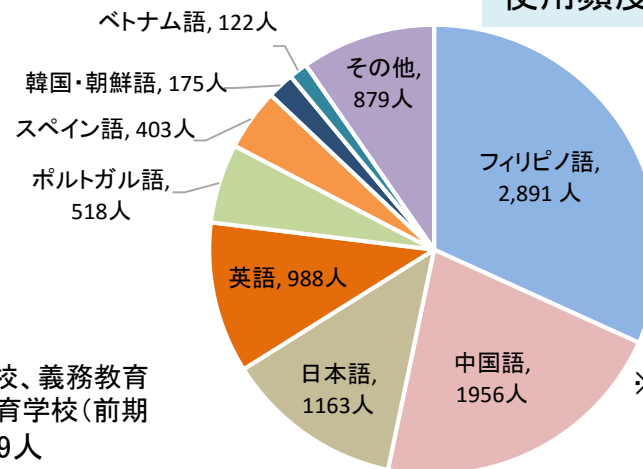
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

※H28調査結果より

日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 31,159人



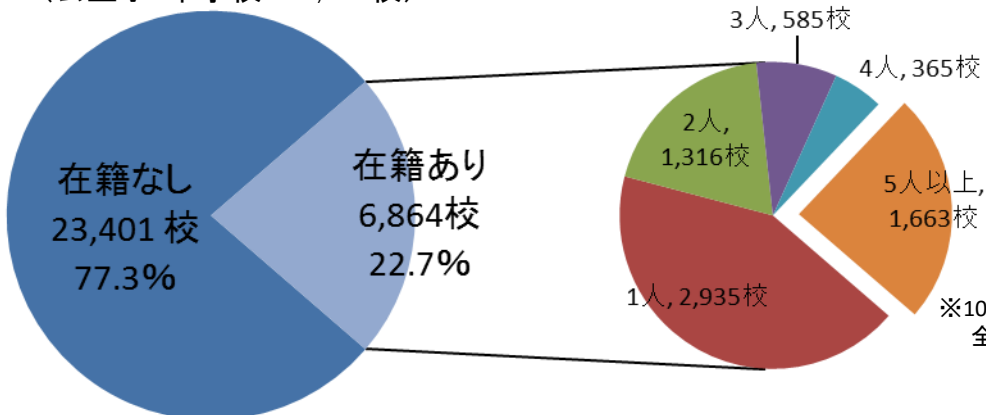
※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 7,485人

「その他」の言語
 インドネシア語、ウルドゥー語、
 タイ語、ネパール語
 ベンガル語、モンゴル語
 ロシア語、アラビア語
 ペルシャ語、マレー語 等

② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

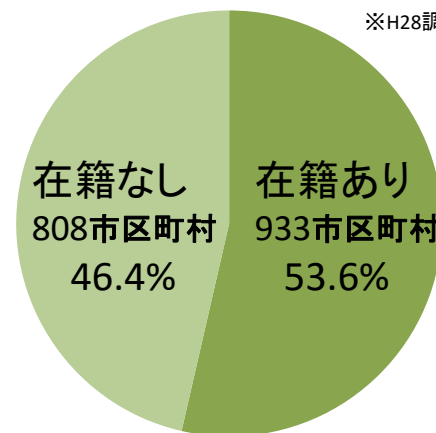
(公立小・中学校 30,265校) ※H26調査結果より



※100人以上は全都道府県で7校

公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

※H28調査結果より



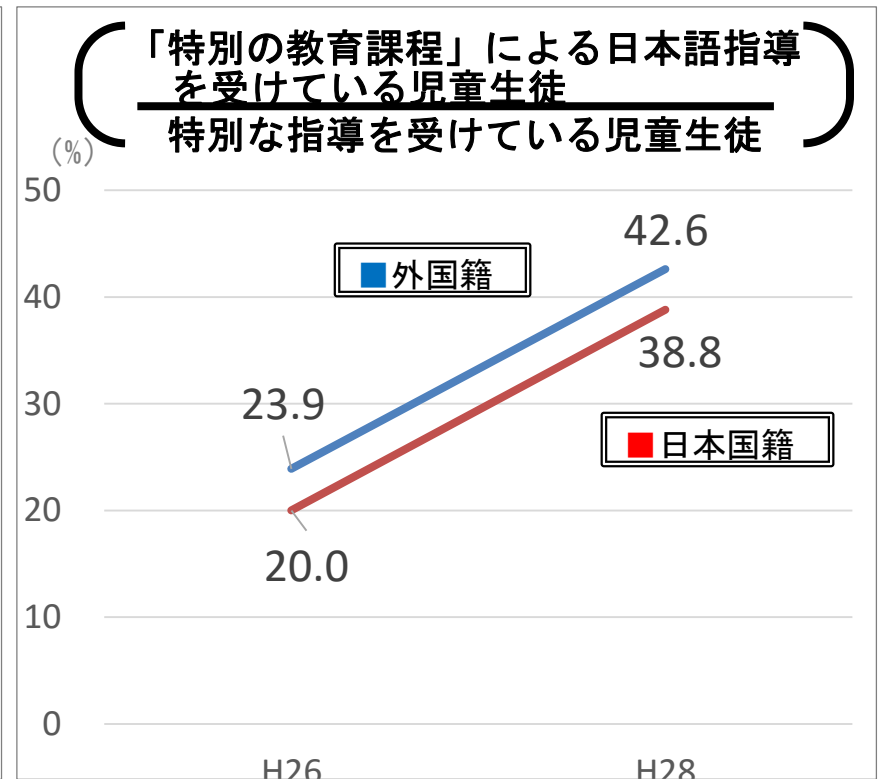
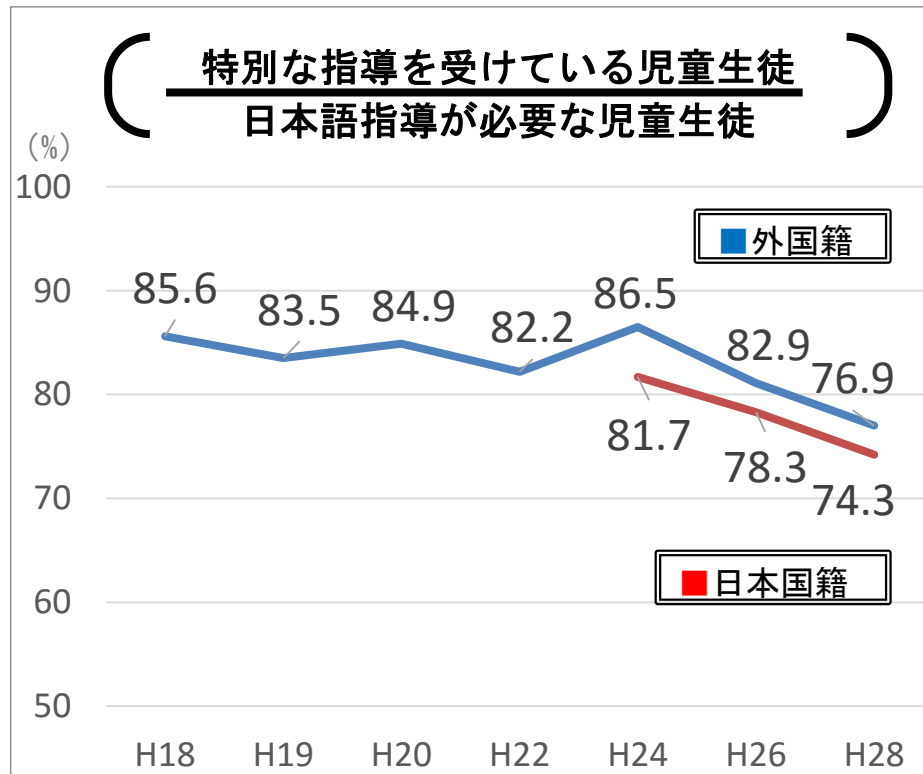
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9%（6ポイント減）、日本国籍の者で74.3%（4ポイント減）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6%（18.7ポイント増）、38.8%（18.8ポイント増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- **日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）**
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

施行 期 日

平成29年4月1日

外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。**総額211億円(注)**

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設【「多文化共生総合相談フックセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備】(20億円)
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供、居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

2019年度予算額 504百万円
 (前年度予算額 229百万円)



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

拡充

【指導・支援体制整備】

日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象: 65都道府県・指定都市・中核市

補助率: 1/3

289百万円 (168百万円)

各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。

新規

定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象: 30都道府県・市区町村等
 補助率: 1/3

80百万円 (43百万円)

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象: 100都道府県・指定都市・中核市
 補助率: 1/3

20百万円 (新規)

外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。

【高校生に対する包括支援】

新規

外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象: 10都道府県・指定都市・中核市

補助率: 1/3

100百万円 (新規)

高校等が、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う

【教員の指導力向上】

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業

12百万円 (12百万円)

- ・モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成
- ・モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催
- ・日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開

【実践交流、情報交換等】

帰国・外国人児童生徒等教育に係る研究協議会等

1百万円 (5百万円)

- ・帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築
- ・必要な施策やその実施に当たっての諸問題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を実施
- ・先進地域での実践(プリント教材、動画資料)を集約・普及するポータルサイトの運営

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 補助メニュー一覧

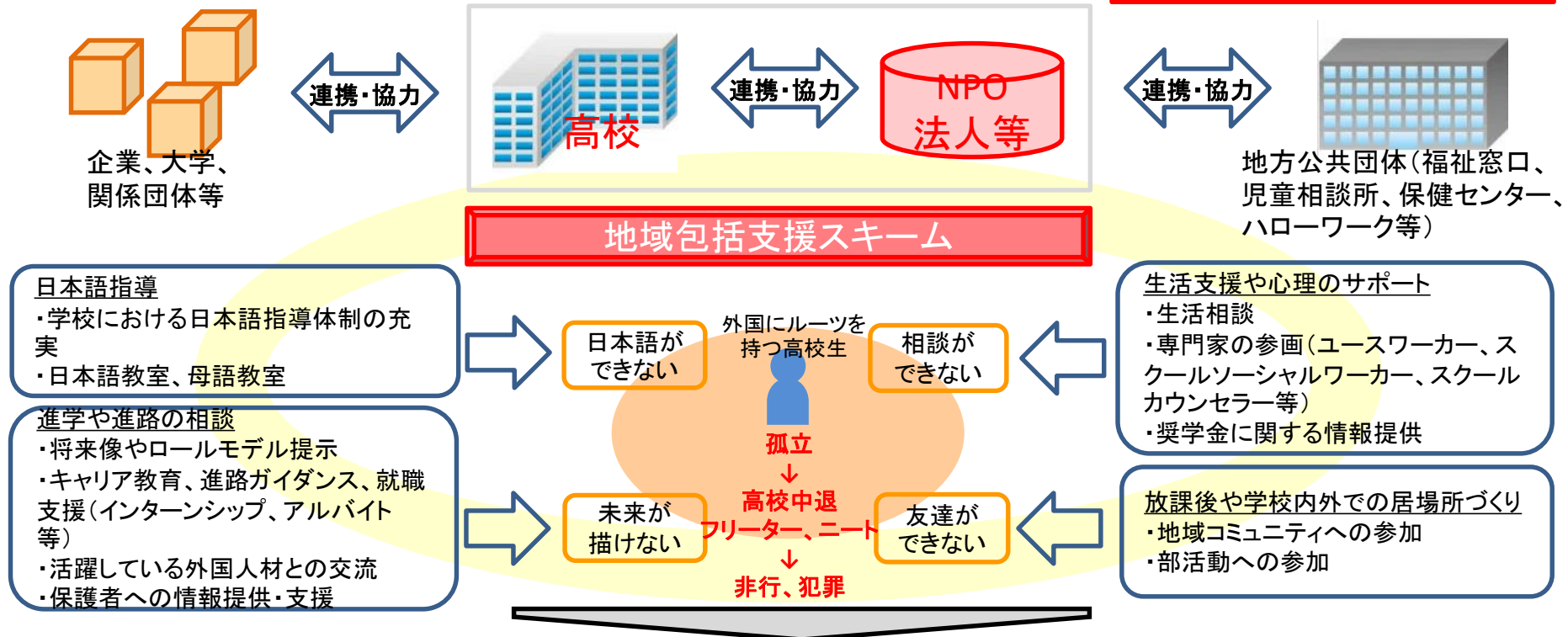
- 運営協議会・連絡協議会の実施
- ★拠点校の設置等による指導体制のモデル化
- 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施
- ★「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導補助者の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣
- 日本語指導コーディネーターの派遣
- ★小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールの実施
- ★共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施
- ★親子日本語教室の実施
- ★ICTを活用した教育・支援 ※多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実
- ★高校生等に対する包括的な教育・支援 ※外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業
- 成果の普及
- その他

★は重点的に補助を行うメニュー

現状と課題

- 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ高校生は、この10年で**2.6倍に増加**。
- 日本人と共に育つ外国にルーツを持つ若者たちには、**母国との架け橋となるグローバル人材**としての活躍が期待される。
- しかしながら、**これらの者に対する支援が十分ではない**ことから、**将来有望な若者の芽を摘んでしまっている**現状。
- この現状を打破すべく、**NPO法人や高校等が、企業やボランティアなどの関係団体等と連携して、外国にルーツを持つ高校生に対して包括支援**を行う取組に対して支援。
- 今後、**外国人労働者の受入れが拡大され家族滞在も増えていく**方向であり、**こうした支援の必要性は一層高まっていく**。

補助対象 : 10 都道府県・指定都市・中核市
補助率 : 1/3



- 外国にルーツを持つ高校生の自立、自己実現、活躍の促進。各国と日本をつなぐ架け橋となるグローバル人材に成長。
- 我が国の経済・社会の安定・発展に寄与。多様性を尊重する社会、共生社会の実現。

日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

(参考)

日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導(放課後の教科の補習等)ができていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導(「特別の教育課程」による日本語指導)ができていない学校が2202校ある。(日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校(外国籍)・3611校(日本籍))

大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する 体系的なモデルプログラムを開発・普及

○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施(対象:教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等)

H29

- 上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討
- モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定

○モデルプログラムの試行(大学、教育委員会、学校、NPO等(20機関程度)における養成・研修において実施)

H30

- モデルプログラムの成果の分析、評価の実施
- モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集

○モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成

H31

- モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催
- 日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開

「かすたねっと」は外国につながるのある
児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



お知らせ

平成31年2月1日 「かすたねっと」をリニューアルいたしました。

URLが <https://casta-net.mext.go.jp/> に変更になりました。お手数ですがブックマークの変更をお願いいたします。

URL: <https://casta-net.mext.go.jp/>

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

なお、「外国人児童生徒受入れの手引き」は、明石書店より発売されております。



就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)（昭和54年8月4日条約第6号）(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）(抄)

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

「外国人児童生徒の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(2019年3月15日付) (都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会宛て)

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 住民基本台帳の情報に基づく就学案内の通知
- 幼稚園等への就園に関する情報提供

(2) 就学状況の把握

- 学齢簿に準じるものの作成など、適切な情報の管理
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握、情報の更新
- 就学機会確保のための継続した働きかけ

(3) 外国人関係行政機関との連携の促進

- 総合教育会議の活用、住民基本台帳担当部署、福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署、公共職業安定所、地方出入国在留管理局等との連携

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合の他区域への通学

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認めることが可能
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの適切な対応が必要

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れや学校生活への円滑な適応につなげるための支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

外国人の子供の就学状況等調査について

調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供(日本国籍を有しない子)の就学状況や地方自治体(教育委員会を含む)における現時点の取組状況を把握する。
- 就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行うことで、地方自治体の取組の改善を促すとともに、地方自治体の取組に対する支援の充実を図る。これにより、各地に居住する外国人の子供の教育機会の確保につなげていく。

調査対象

- 全市区町村教育委員会

主な調査内容

※現時点で教育委員会が把握している情報に基づき回答を求めるもの。

就学状況の把握状況

就学状況の把握

- 以下の区分の人数
- ・義務教育諸学校
 - ・外国人学校
 - ・不就学
 - ・転居・出国
 - ・不明

就学の把握・促進のための取組

住民窓口での就学案内の実施状況

情報提供の方法

就学ガイドブックの配布状況 等

学齢簿に準じるものの作成状況

就学案内の通知

就学案内送付の有無、就学案内や手続等に関する規定の整備状況、翻訳言語数 等

円滑な就学に向けた支援内容

就学ガイダンス／相談窓口の設置／プレスクール／プレクラス 等

就学状況不明や不就学の場合の状況の把握

訪問や電話による個別確認・就学勧奨の有無 等

指導充実のための取組

指導体制 拠点校への通級／校内での通級(特別の教育課程)／支援員の巡回／遠隔教育／その他／無 等
日本語指導支援者や母語支援員の配置状況
教育委員会における研修の実施状況

調査時期等

- 5月16日付で全国に調査を発出(〆切:6月14日)。

高等学校における受入れ

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠**の設定

→**14都道府県**で設定

(北海道、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒に対する受験教科の軽減**

→**11府県**で設定

(茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛知、大阪、鳥取、熊本)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒に対する学科試験をすべて免除**

※外国人児童生徒に対して、学科試験を実施しないことを指す(面接や作文は実施)。

→**3道県**で設定

(北海道、千葉、長崎)

参考:文部科学省「平成30年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

(1)編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 高校生等の中退・進路状況に関する調査結果(速報値)

※本結果はあくまで速報値であり、見直し等の結果最終的には異なる数値になる可能性がある。

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、各年度の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出。

1. 中途退学率

※ここでいう「中途退学率」とは、当該年度中に中途退学した生徒数／当該年度に在籍している生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**9.6%**(平成30年度、特別支援学校の高等部は除く)
(全高校生等)：**1.3%**(平成30年度、特別支援学校の高等部は除く))

2. 進路状況

①進学率 ※ここでいう「進学率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等に進学等した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**42.2%**(平成30年度)
(全高校生等)：**71.1%**(平成30年度))

②就職者における非正規就職率 ※ここでいう「非正規就職率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した後就職した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**40.0%**(平成30年度、全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)
(全高校生等)：**4.3%**(平成30年度、全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ))

③進学も就職もしていない者の率 ※当該年度に高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**18.2%**(平成30年度)
(全高校生等)：**6.7%**(平成30年度))

最近の主な動き

外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム(座長:浮島副大臣)

令和元年1月から検討を重ね、6月17日に報告書を取りまとめ・公表。外国人児童生徒等教育の充実として、教員の資質能力向上、就学状況把握・就学促進や異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実などが盛り込まれた。

中央教育審議会等における検討

- 中央教育審議会諮問(4月17日)において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。
- 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議**(5月30日設置。第1回会議:6月27日)において、諮問事項について議論を行うとともに、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保について検討を行う。

日本語指導アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家9名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

背景

近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

重点的に進めるアクション

外国人児童生徒等への教育の充実

学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ①学校における教員・支援員等の充実
 - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ②教員の資質能力向上
 - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③進学・キャリア支援の充実
 - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
 - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④障害のある外国人の子供への支援
 - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
 - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- ⑤外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
 - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
 - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
 - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
 - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
 - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

外国人に対する日本語教育の充実

- ①日本語教育の機会確保
 - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
 - ・日本語学習 I C T教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ②日本語教師の質の向上
 - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
 - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③日本語教育機関の質の向上
 - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

- ①留学生の国内就職の促進
 - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
 - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
 - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ②留学生の在籍管理の徹底
 - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
 - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
 - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍(平成12年度)→3.5倍(平成29年度)]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置

令和元年5月30日

1. 趣 旨

外国人児童生徒等に対する教育に係る現状と課題を分析し、その更なる充実のための方策について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 外国人の子供の就学機会の確保
- (2) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (3) 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方
- (4) その他

3. 委員（五十音順、敬称略）

内田 千春	東洋大学大学院教授
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学教育学部教育学科講師
櫻井 敬子	浜松市教育委員会指導課教育総合支援センター外国人支援グループ長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授
高橋 清樹	認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長
田中 宝紀	NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任事業者
浜田 麻里	京都教育大学教授
藤巻 秀樹	北海道教育大学教授
古沢 由紀子	読売新聞東京本社編集局編集委員
松尾 知明	法政大学教授
村松 好子	兵庫県教育委員会播磨東教育事務所所長

日本語指導アドバイザーボード設置

令和元年5月29日

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 日本語指導アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
- (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (4) その他

3. 実施期間

令和元年5月29日から令和2年3月31日

4. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

5. 日本語指導アドバイザー（五十音順・敬称略）

今澤	悌	山梨県甲府市立大國小学校教諭
海老原	周子	一般社団法人kuriya 代表理事
大菅	佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事
小島	祥美	愛知淑徳大学准教授
近田	由紀子	目白大学専任講師
齋藤	ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授
佐藤	郡衛	明治大学特任教授
築樋	博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
浜田	麻里	京都教育大学教授

夜間中学における日本語指導研修会

地域の日本語教育推進施策と日本語教育人材
—文化庁の日本語教育施策と審議会の審議状況—



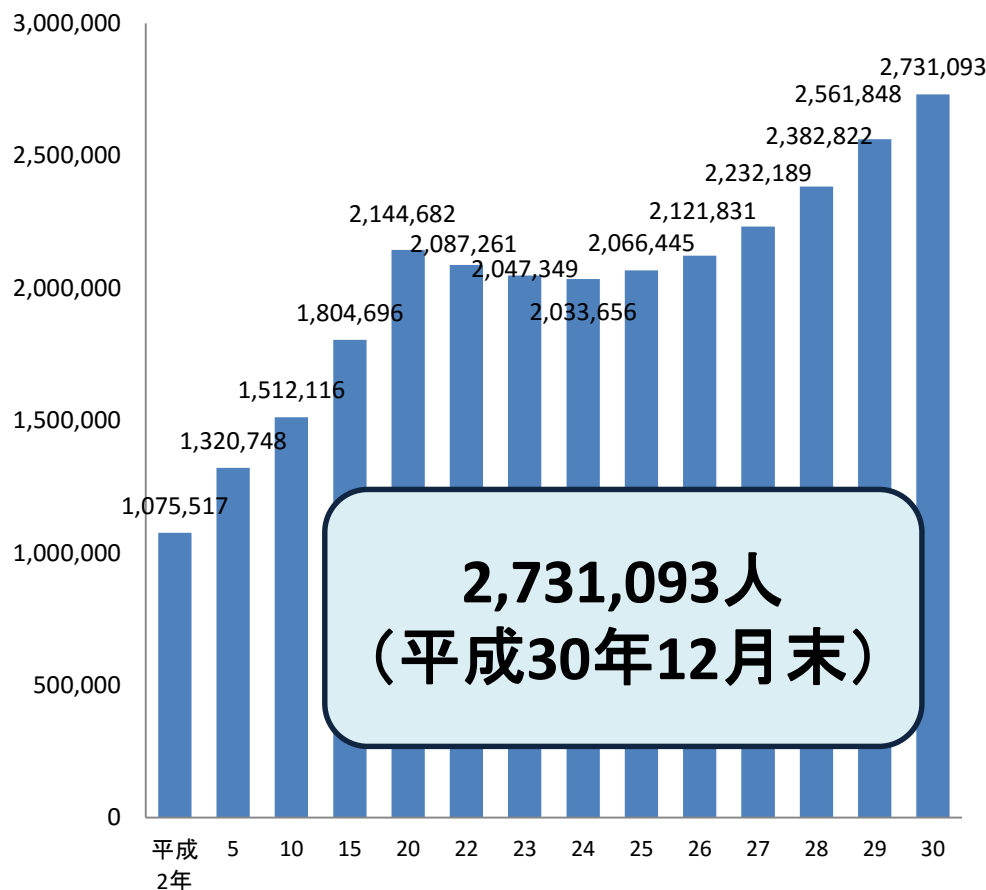
令和元年8月

文化庁国語課

国内の日本語学習者数等の推移

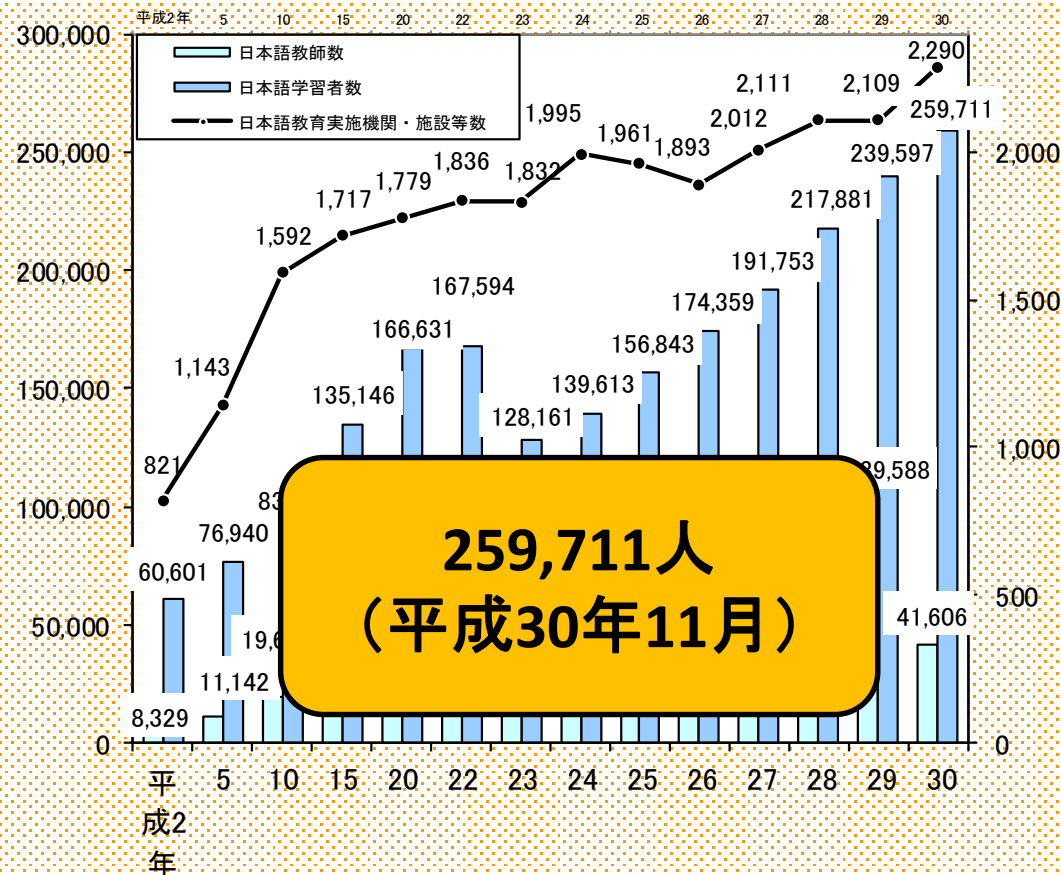
- 平成30年末現在で、在留外国人数は約273万人となり、我が国人口の約2.2%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成30年には約26万人で過去最高。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。
いずれも法務省(各年末現在)

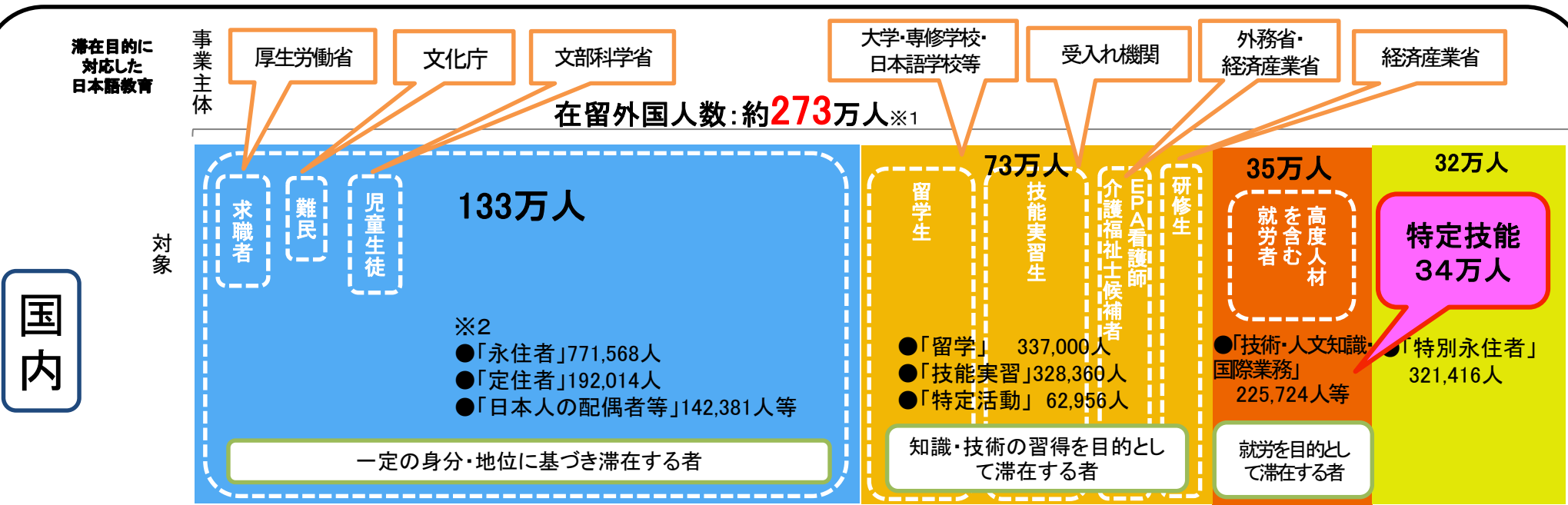
国内の日本語学習者数等の推移



※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

外国人に対する日本語教育の関係省庁・実施主体について

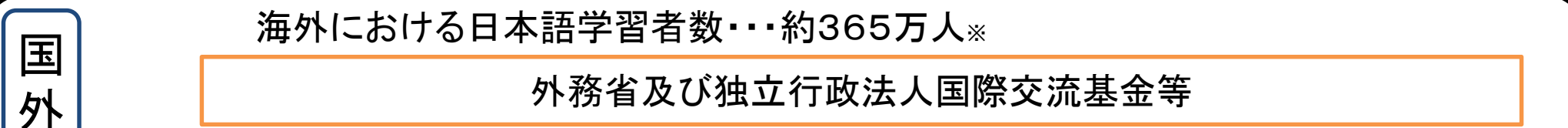
外国人に対する日本語教育については、様々な省庁・機関が、関連制度の運用や関連事業の実施を行っている。



○法務省は、入国管理政策の一環として、在留資格「留学」が認められる日本語教育機関の告示の制定や「技能実習」「特定技能」等に係る受入れ要件を定めている。

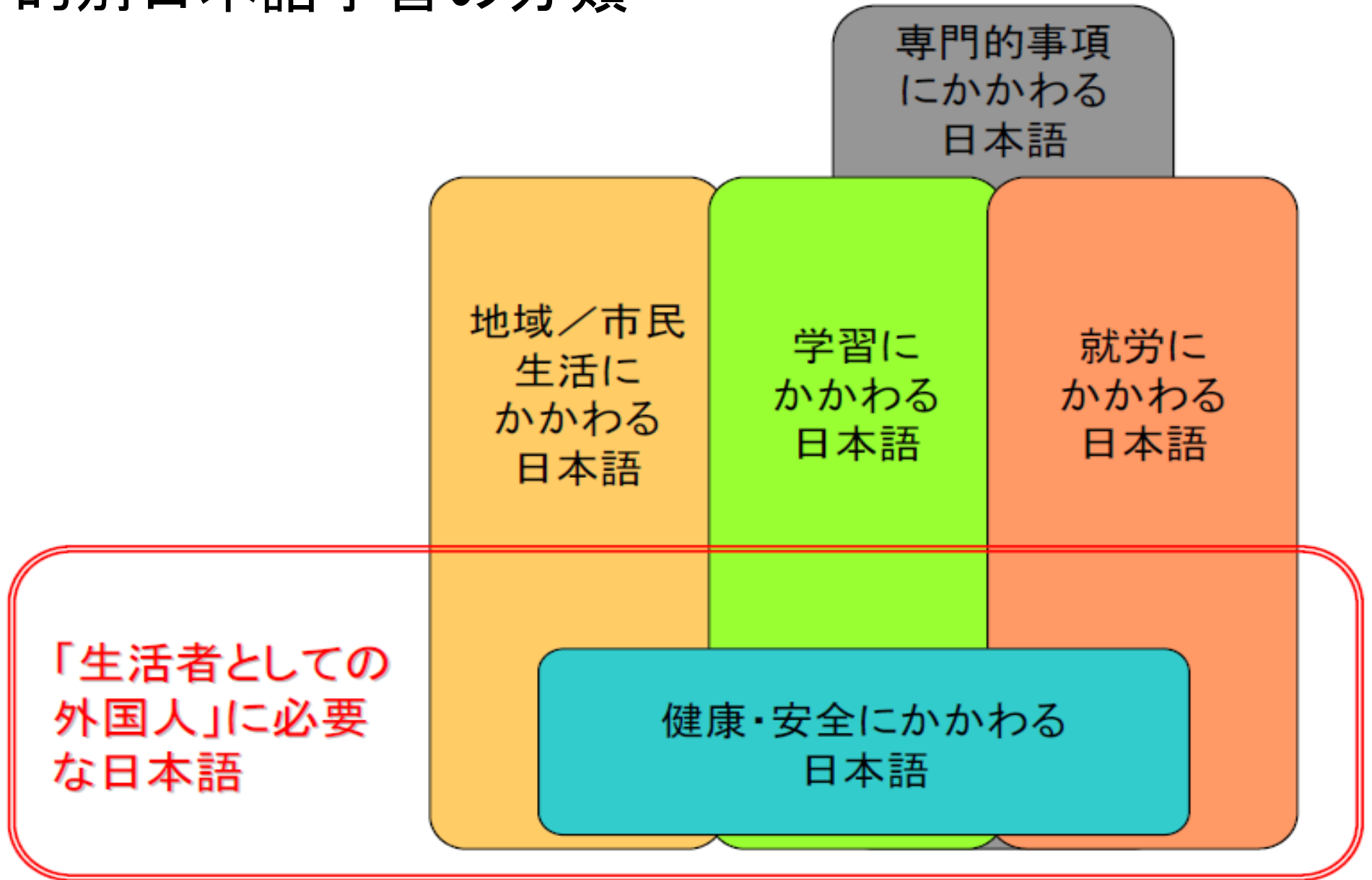
○内閣官房には外国人労働者問題関係省庁連絡会議が置かれており、それぞれ日本語教育も含めた関連施策の取りまとめ等を行っている。

※1 法務省「在留資格等別在留外国人数の推移」(平成30年末現在)の数値 ※2 ●: 主な在留資格及び人数



※ (独)国際交流基金「2015年度海外日本語教育機関調査」の数値

目的別日本語学習の分類



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額211億円
(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」(11言語対応)の作成・普及
- **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等**地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組**を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
- **地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援** } 【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、**運転免許学科試験等の多言語対応**
- 「**110番**」や**事件・事故等現場における多言語対応**
- **消費生活センター(「188番」)**、**法テラス**、**人権擁護機関**(8言語対応)、**生活困窮相談窓口等の多言語対応**

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け**実務対応マニュアル**、**外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及**(8言語対応)
- **外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進**

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- **金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備**、**多言語対応の推進**、**ガイドラインの整備**
- **携帯電話の契約時の多言語対応の推進**、**在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底**

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- **生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開**(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(**多言語ICT学習教材の開発・提供**、**放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用**・多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等)
- **日本語教育の標準等の作成**(**日本版CEFR**(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- **日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備**

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための**告示基準の厳格化**(出席率や不法残留者割合等)の厳格化、**日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等**
- **日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け**
- **日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実**
- **日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用**

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- **日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援**【3億円】
- **地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備**(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(**研修指導者の養成**、**地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等**による全国的な研修実施の促進)
- **地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保**【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- **大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等**
- **中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化**
- **文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等**【6億円】
- **留学生の就職率の公表の要請**、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する**奨学金の優先配分**、**介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実**【14億円】
- **業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進**
- **産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開**

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- **労働基準監督署・ハローワークの体制強化**、**外国人技能実習機構の体制強化**、「**労働条件相談ほっとライン**」の**多言語対応**(8言語対応)
- 「**外国人労働者相談コーナー**」「**外国人労働者向け相談ダイヤル**」における**多言語対応の推進**・**相談体制の拡充**

② 地域での安定した就労の支援

- **ハローワークにおける多言語対応の推進**(11言語対応)と**地域における再就職支援**
- **地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応**、**職業訓練の実施**

(7) 社会保険への加入促進等

- **法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進**
- **医療保険の適正な利用の確保**(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- **納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備**

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- **二国間の政府間文書の作成**(9か国)とこれに基づく**情報共有の実施**
- **外務省(在外公館)**、**警察庁**、**法務省**、**厚生労働省**、**外国人技能実習機構等**の**関係機関の連携強化**による**悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化**

① **生活のための日本語のカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開**

② **多言語ICT日本語学習教材の開発**

③ **日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR)**

④ **日本語教師の資格の整備**

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく(社会包摂)ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

〈主な目的〉

- 国と地方公共団体が、**地域の日本語教育の実態や課題等を把握**
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な**計画策定**を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

- 採択件数：**30件程度**（1年間）
- 補助率：**2分の1**
- 補助額：1件当たり**450万円**程度を想定

2年目以降に一部Bに移行

プログラムB

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

○総合的な体制づくりのための取組への補助

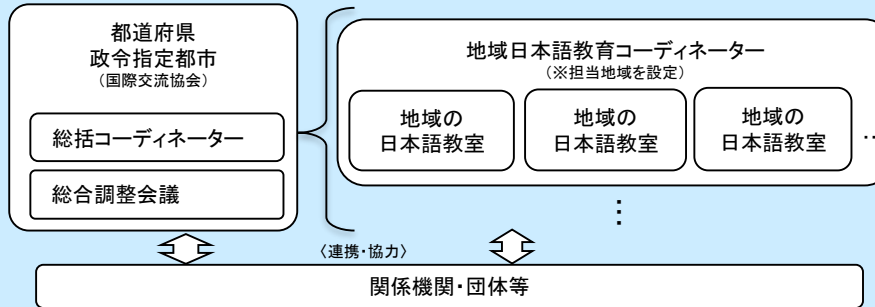
都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の**司令塔機能**を置くとともに、**地域日本語教育コーディネーター**が、当該**地域や外国人の特性等に対応**した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行うような**総合的な体制づくり**のための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

○優良事例等の普及

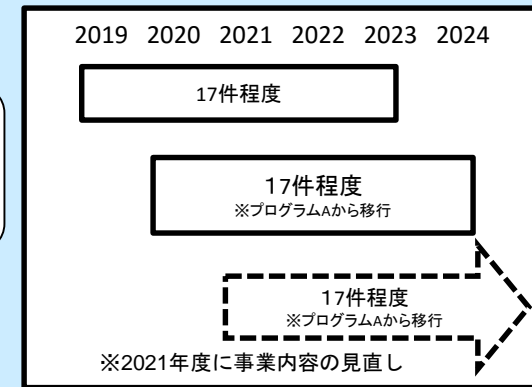
国は、優良事例について、会議やポータルサイト等を通じて、その普及を図る。

- 採択件数：**17件程度**
- 補助率：**2分の1**
- 補助額：1件当たり**1900万円**程度を想定



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)

〈年度進行のイメージ〉



○都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
○日本語教育のポータルサイト(NEWS)
等を通じて、優良事例等の成果を全国に普及

日本全国で外国人に対する日本語教育体制が確立し、全国各地に日本語教育が行き渡る

〈令和元年度実績〉

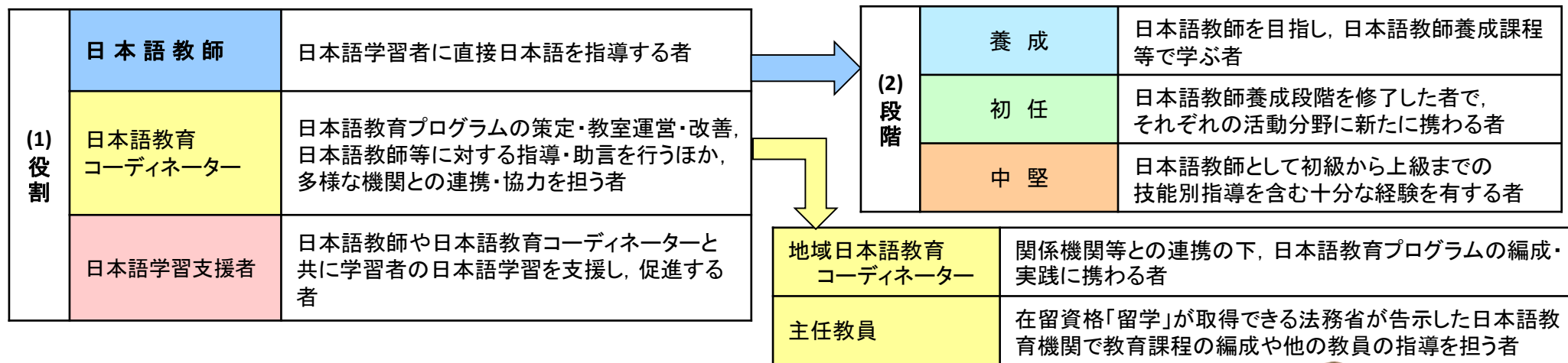
・採択件数：プログラムA 8件 プログラムB 8件



検討のポイント

- **目的** : 日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過** : 平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会(主査:伊東祐郎東京外国語大学副学長)を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に報告、平成31年3月4日に改定版を取りまとめた。
- **ポイント**: ① **基本的な資質・能力**として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 ② 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」を提示。**教育実習**として必要な指導項目を提示
 ③ 日本語教育人材の**役割・段階・活動分野**ごとに求められる**資質・能力**、**教育内容**、**モデルカリキュム**を提示

日本語教育人材について、(1)役割、(2)段階、(3)活動分野別に整理



(3) 活動分野

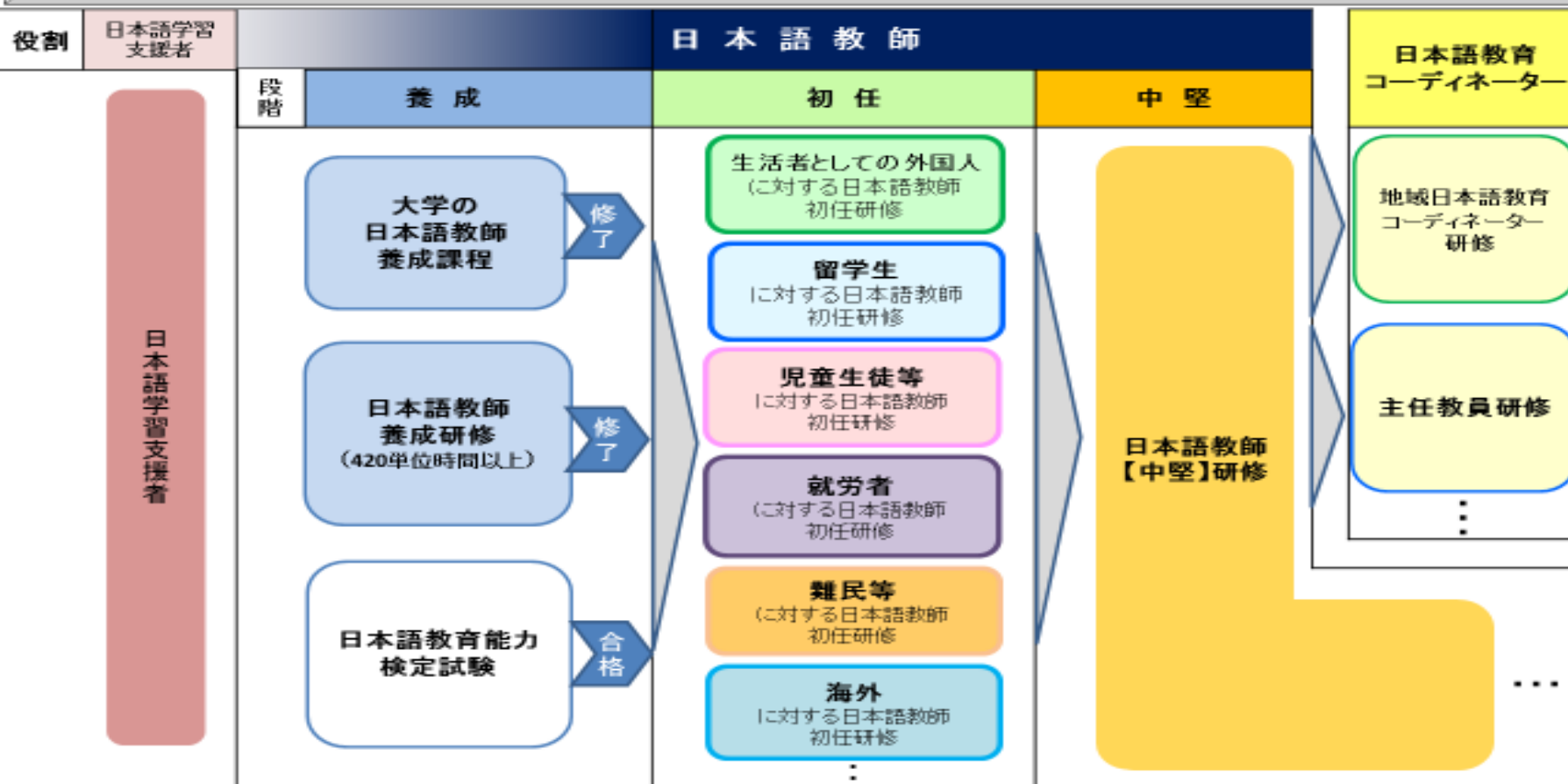
※本報告では の6つの活動分野を提示。

- <国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等
 ●就労を希望する在留外国人 ●難民等
- <海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



日本語教育人材		受講対象	養成・研修の実施機関
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験 (2400単位時間以上※)を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語教育 コーディネーター	地域日本語教育 コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、 地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁、地方公共団体及び大学等の教育研修実施機関
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体、大学等の教育研修機関、NPO等

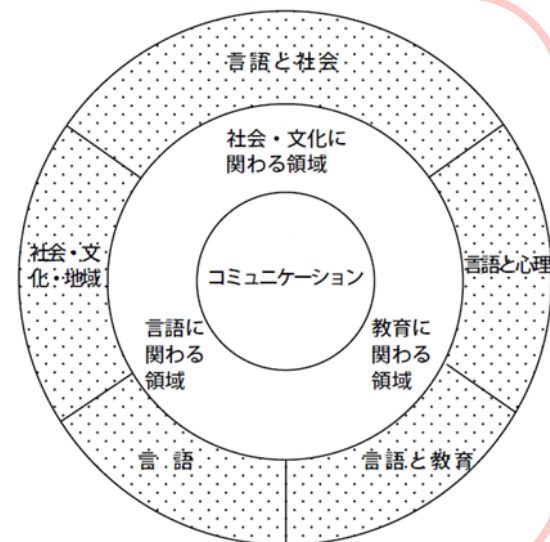
※1単位時間は45分以上とする。

日本語教師の養成における教育内容

1. 基本的な在り方(平成12年報告を踏襲)

日本語教育とはコミュニケーションそのものであり、教授者と学習者とが相互に学び、教え合う
 実際的なコミュニケーション活動である。

教育内容の領域は、コミュニケーションを核として、三つの領域、五つの区分がある。



2. 5区分における「必須の教育内容」50

- ①社会・文化・地域…日本の在留外国人施策, 多文化共生, 言語政策 等
- ②言語と社会…社会言語学, コミュニケーションストラテジー, 多言語・多文化主義 等
- ③言語と心理…言語学習, 談話理解, 習得過程, 異文化受容・適応 等
- ④言語と教育…日本語教育プログラムの理解と実践, 教授法, 評価法, 教育実習, 著作権 等
- ⑤言語…日本語分析, 文法, 音韻・音声体系, 文字と表記, 形態・語彙体系, 対照言語学 等

日本語教師の初任における活動分野別の教育内容

日本語教師【初任】は、活動分野別の教育内容を提示。更に各教育内容に基づくモデルカリキュラム(教育課程編成の目安)も提示。

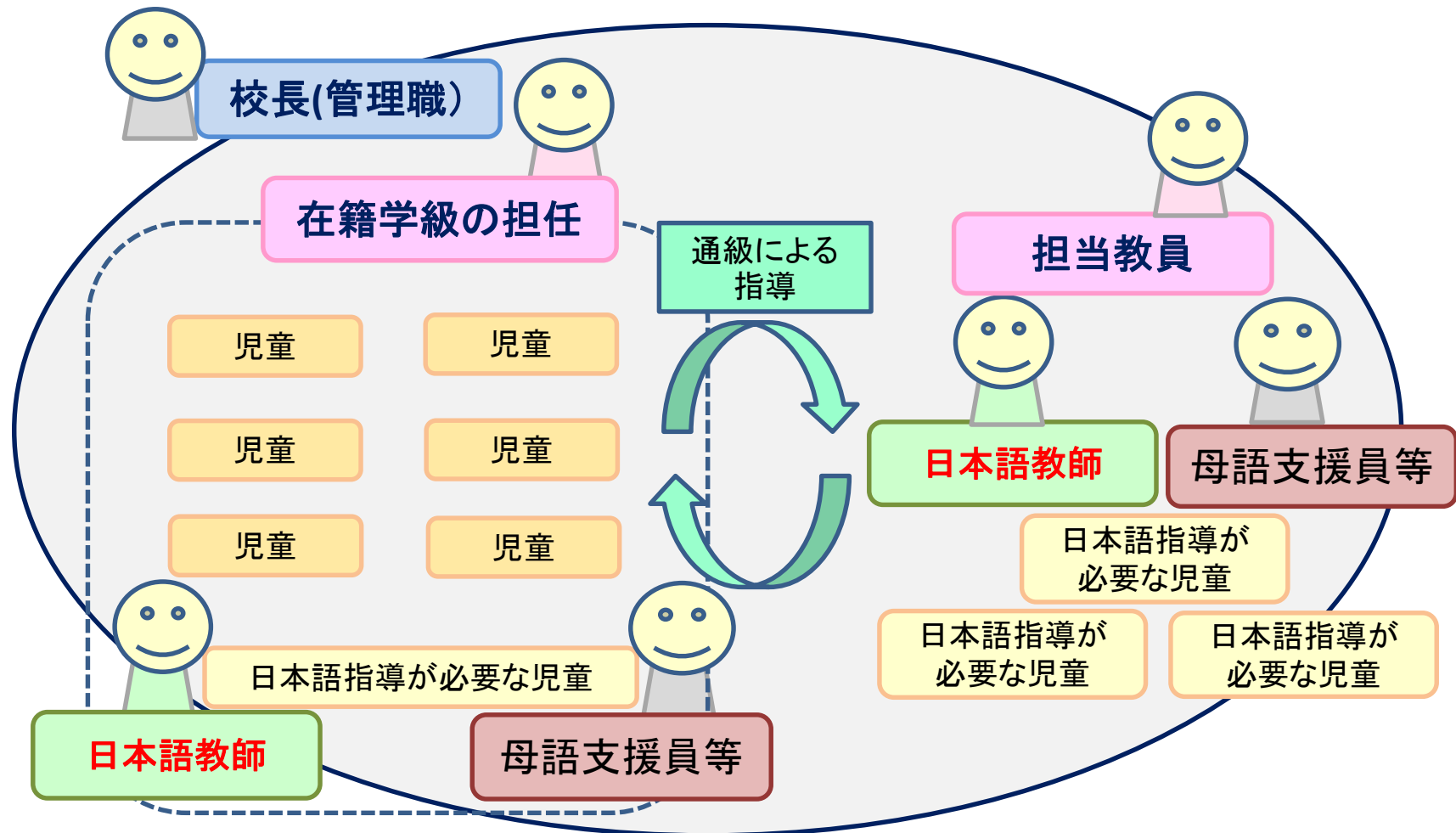
活動分野	「生活者としての外国人」	留学生	児童生徒等
教育内容	1) 国・地域の在留外国人施策 2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育 3) 言語サービス(多言語化・やさしい日本語) 4) 外国人住民の社会参加 5) 「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 6) 「生活者としての外国人」の異文化受容・適応等	1) 日本の留学生受入れ施策 2) 法務省告示日本語教育機関の歴史と現状 3) 日本語の試験 4) 日本と海外の教育制度の違い 5) 進路選択関連情報 6) 留学生の異文化受容・適応等	1) 外国人児童生徒等の現状 2) 外国人児童生徒等に対する教育施策 3) 学習環境作り 4) 地域の現状 5) 学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 6) 多文化家族と子供の文化適応 7) 言語取得と認知発達 8) 教育・発達心理学等

各活動分野で日本語教育を実践しながら、活動分野別の専門性を高めるための研修を受講することを想定。

日本語教育実施機関においては、質の高い日本語教育を実施するため、養成を終えた日本語教師を、各活動分野で新たに初任者として採用する際には、活動分野別に示した教育内容に基づく研修プログラムを受講する機会を提供し、活動分野別の日本語教師に求められる資質・能力を身に付けた人材を活用することが望まれる。

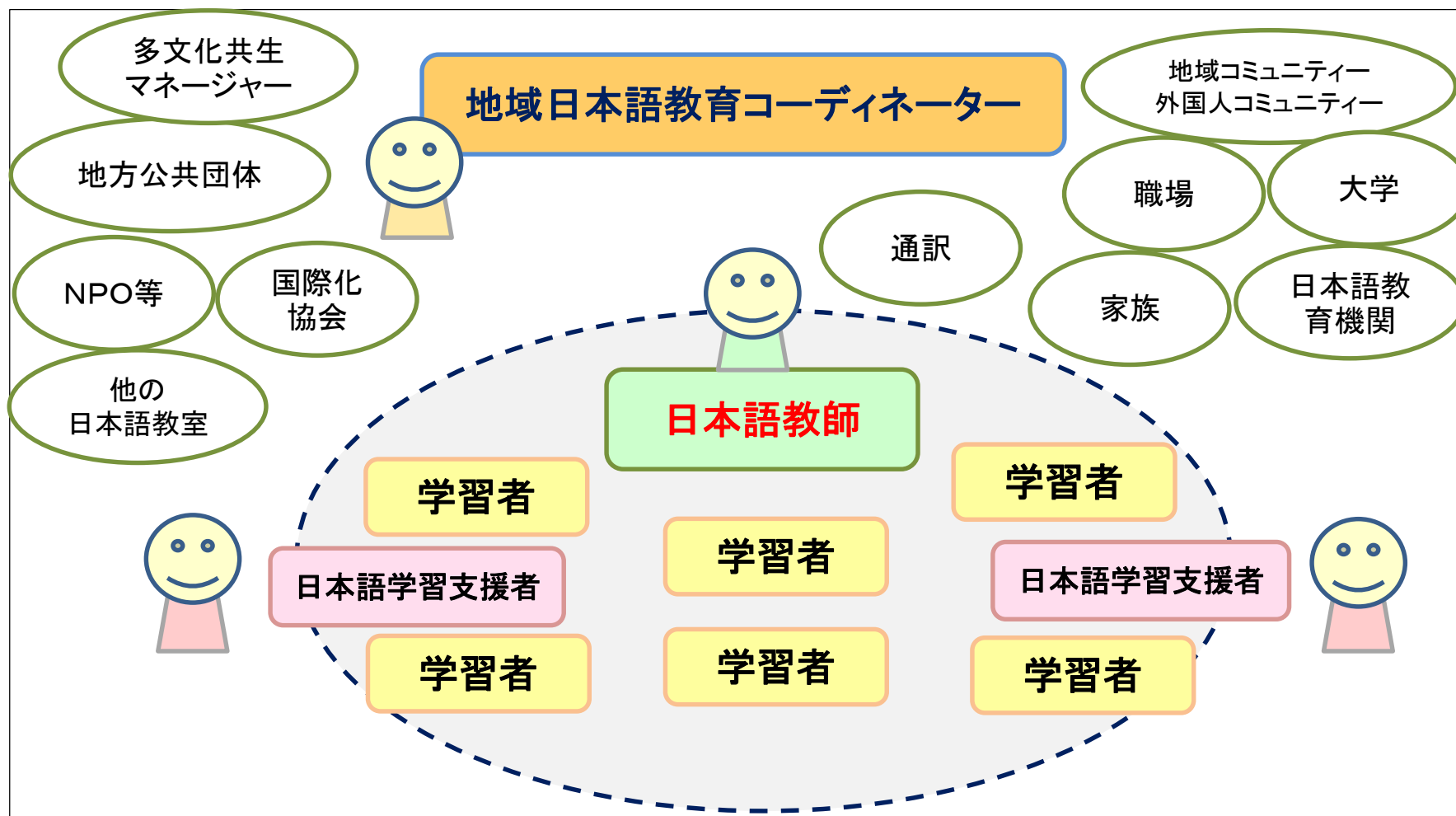


公立小学校等における児童に対する日本語指導の連携の一例



公立小学校等における日本語指導が必要な児童に対する日本語指導は、学校が編成した特別の教育課程に沿って指導を行う場合、日本語教師【初任】(児童生徒等)が、学校において取り出し、又は入り込みによる指導を行うことがあります。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）**国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

(令和元年6月28日公布・施行)